

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 1月22日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：28件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	使用済燃料構内輸送容器の輸送対象燃料の仕様変更申請におけるMETIヒアリング資料作成時、工事計画許可申請書（平成9年認可）の添付書類に誤記（法令上要求のない蓋及びバルブへの封印の記載）が認められたため、対応検討	C	
2	1号機	原子炉建屋ドレンファンネル点検において、ファンネル付きベント破損の不具合（1箇所）が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	D	
3	1号機	タービン建屋ドレンファンネル点検において、ファンネル番号の消えかけ等の不具合（6箇所）が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	D	
4	2号機	圧力抑制室水温度記録計点検において、信号変換器の点検記録の入力補正值の一部に誤記が認められたため、対応検討	D	
5	2号機	放射性廃棄物処理系サンプル運転記録計（A）において、チャート送り不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
6	2号機	タービン建屋換気系排気ダクト連絡ダンパにおいて、開閉表示用リミットスイッチの不良が認められたため、当該リミットスイッチを点検・修理	D	
7	2号機	所内ボイラ（A）缶給水流量調整弁において、グラウンド部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	2号機	制御棒（38-19）1ノッチ挿入・引抜き定例動作確認時、1ノッチ挿入操作でラッチしない事象が認められたため、対応検討	D	
9	2号機	制御棒（38-07）1ノッチ挿入・引抜き定例動作確認時、引抜き動作不良事象が認められたため、対応検討	D	
10	3号機	主発電機固定子冷却水ポンプ（A）軸受潤滑油補給口に破損が認められたため、当該補給口を点検・修理	D	
11	3号機	タービン排風機建屋換気用送風機（SF-1A）において、ファンベルトに緩み（4本中2本）が認められたため、当該ベルトを点検・調整	D	
12	3号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置（ACH3-2）の制御盤において、取っ手の外れが認められたため、当該取っ手を取付	D	
13	3号機	プロセス計算機妥当性確認作業に伴う炉心性能計算機の再起動時、ディスクアレイ装置の接続不良事象による復旧遅れが認められたため、対応検討	C	
14	4号機	主復水器細管洗浄装置ボール回収器（E）において、均圧弁閉側リミットスイッチに外れが認められたため、当該部を点検・修理	D	
15	4号機	制御棒駆動水圧制御ユニット（10-43）において、レベルスイッチ継ぎ手部より窒素ガスのリーク（微少）が認められたため、当該部を点検・修理	C	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	5号機	廃棄物処理系放出流量調整弁の点検時、駆動部ブッシュ及びダイヤフラム廻りよりエアリーク（2台）が認められたため、当該部を修理	D	
17	5号機	タービン建屋換気空調系冷却装置（G）送風機（A）駆動用電動機の点検時、電動機用ブリーキーに摩耗が認められたため、当該キーを交換	D	
18	5号機	タービン建屋換気空調系冷却装置（G）送風機（B）駆動用電動機の点検時、電動機用ブリーキーに摩耗が認められたため、当該キーを交換	D	
19	5号機	廃棄物処理系シャワードレン受タンク点検に伴う排水操作時、ファンネル排水配管に詰まりが認められたため、当該排水配管を点検・清掃	D	
20	6号機	廃棄物処理系廃液脱塩器出口弁の点検時、駆動部閉止プラグ部にエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
21	6号機	廃棄物処理系廃液ドレン収集タンク（C）ボトムノズル洗浄弁の点検時、弁駆動用エアフィルタドレンコック部に破損が認められたため、当該部を修理	D	
22	6号機	燃料交換機主ホイスト動作確認時、「空気圧力低」の警報発生による巻下げ操作不能が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
23	6号機	給水加熱器ドレンポンプ（C）において、モータマウント内に軸受グリスの飛散が認められたため、当該部を点検・修理	C	
24	集中環境施設	補助ボイラ軽油流量積算計において、積算表示部のガラス板に割れが認められたため、当該積算計を点検・修理	D	
25	集中環境施設	サイトバンカ大物搬入口配備の点検架台台車において、台車ジョイント部（4箇所）に変形が認められたため、当該部を点検・修理	D	
26	その他	水処理設備排水用フロアにおいて、Vベルトの緩み（2本中1本）にが認められたため、当該Vベルトを点検・調整	D	
27	その他	水処理設備陽イオン樹脂塔出口導電率記録計において、印字不良が認められたため、当該導記録計を点検・修理	D	
28	その他	水処理設備排水中和槽PH調節器において、PH値に指示不良（ハンチング）が認められたため、当該PH調節器を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・ 管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・ 原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・ 人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

＜注 意＞

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで